

保育士さんの復職を応援します！

# 石垣市保育士再就職応援給付金

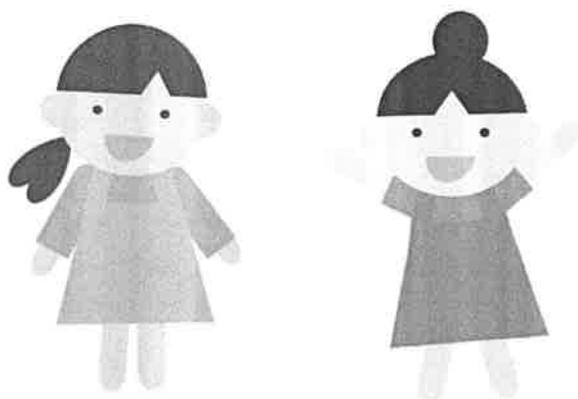


石垣市では、保育士資格を持ちながら保育現場から離れていた方向けに就職し6ヶ月以上勤務し今後も継続して就労する意思のある保育士へ、

応援祝い金として

# 100,000円

支給します。



## 対象者

下記の7項目すべてに該当する方

- 石垣市に在住する保育士資格を保持している者
- 令和5年4月1日以降に石垣市内の保育施設等（公立保育所・認可園・認定こども園・地域型保育事業・企業主導型保育事業）に新たに就職した者
- 新たに保育士として就職した日から過去6ヶ月以内に公立保育所・認可保育所・認定こども園・地域型保育事業・認可外保育施設において保育士としての勤務経験がない者
- 新たに保育士として就職した日から6ヶ月以上継続して週20時間以上勤務した者
- 申請後も継続して現在勤務している保育施設等で勤務する意思がある者
- 市税等の滞納がない者
- 過去にこの給付金、石垣市島外保育士誘致支援事業、石垣市潜在保育士再就職支援事業、石垣市保育士確保のための赴任に係る渡航費等扶助事業又は石垣私立保育園及び家庭的保育事業者等の保育士確保のための赴任に係る渡航費等扶助事業の補助金の交付を受けていない者

## 申請期限

勤務開始日から6ヶ月以上経過した日の属する年度内です。

たとえば、休職期間が無い場合は、

例1) 令和5年4月1日～9月30日までに就職した方の申請期限は、令和6年3月31日まで。

例2) 令和5年10月1日～3月31日までに就職した方の申請期限は、令和7年3月31日までとなります。

※市の予算がなくなり次第受付終了となりますので、要件を満たした6ヶ月勤務後はお早めに申請ください！

お問い合わせ先

石垣市役所子育て支援課 政策係 〒907-8501 沖縄県石垣市真栄里672  
tel 0980-82-1704 ・ fax 0980-82-8055

# 申請の流れ



## 申請前のセルフチェックシート

以下の項目全てに当てはまる場合は、申請できます。

- 保育士資格を持っているが、6ヶ月以上公立保育所・認可保育所・認定こども園・地域型保育事業・認可外保育施設で保育士として勤務していない。
- 石垣市に在住している。
  
- 就職した園は、石垣市内に所在する公立保育所・認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所・企業主導型保育事業所である。
- 保育士または保育教諭として採用された。
- 勤務時間は週20時間以上である。
  
- 就職した日から6ヶ月以上継続して週20時間以上勤務した。
  
- 今後も継続して現在の園で勤務する意思がある。
- 市税等の滞納がない。
- 過去に石垣市から保育士向けの同様の補助金（島外保育士誘致支援事業）等を受けたことがない。

### 申請に必要な書類

- 1 申請書
- 2 勤務証明書(勤務園発行)
- 3 保育士証の写し
- 4 履歴書の写し
- 5 住民票
- 6 義務履行証明書(証明日から1ヶ月以内のもの)

上記のほか審査にあたり必要な書類の提出を求めることがあります。  
あらかじめご承知おきください。

※ご注意ください※  
申請期限は、  
勤務開始から6ヶ月  
経過した日の年度  
内までです！

## 石垣市保育士再就職応援給付金支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、保育施設等（石垣市内に所在する石垣市立保育所、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業及び企業主導型保育事業をいう。以下同じ。）への保育士の就職を促すため、保育施設等に就職した保育士に対し、予算の範囲内において、保育士再就職応援給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し、石垣市補助金等交付規則（平成6年石垣市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (支給対象要件)

第2条 給付金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 石垣市に在住する保育士で、令和5年4月1日以降に保育施設等に新たに就職し、当該保育施設等において就職した日から6か月以上継続して週20時間以上勤務した保育士であり、申請後も継続して現在勤務している保育施設等（同じ法人が運営する別の保育施設等を含む。）で勤務する意思がある者
- (2) 新たに保育士として就職した日から過去6か月以内に公立保育所、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業又は認可外保育施設において保育士としての勤務経験がない者
- (3) 市税等の滞納がない者
- (4) この給付金、石垣市島外保育士誘致支援事業、石垣市潜在保育士再就職支援事業、石垣市保育士確保のための赴任に係る渡航費等扶助事業又は石垣私立保育園及び家庭的保育事業者等の保育士確保のための赴任に係る渡航費等扶助事業での補助金の交付を受けていない者

### (給付金の額)

第3条 給付金の額は、10万円とする。

### (支給申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする者（以下「支給申請者」という。）は、勤務開始日から6か月を経過した日の属する年度の3月31日までに石垣市保育士再就職応援給付金支給申請書（様式第1号。以下「支給申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 勤務証明書（様式第1号の2）
  - (2) 保育士証の写し
  - (3) 履歴書の写し（前歴が分かるもの）
  - (4) 住民票
  - (5) 義務履行証明書
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- （支給決定）

第5条 市長は、支給申請書の提出があったときは、その内容を審査し、石垣市保育士再就職応援給付金（支給・不支給）決定兼確定通知書（様式第2号）により、支給申請者に通知するものとする。

2 支給申請者は、前項の規定により支給決定の通知を受けたときは、石垣市保育士再就職応援給付金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（交付手続の省略等）

第6条 規則第7条に規定される交付決定と規則第15条に規定される額の確定を併合し、規則第14条に規定される実績報告は第4条の申請書をもって代えるものとし手続を省略する。

（決定の取消し）

第7条 市長は、支給申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則第18条の規定により給付金の支給決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な手段によって給付金の支給決定又は支給を受けたとき。
- (2) その他市長が支給対象者として適当でないとき。

（給付金の返還）

第8条 市長は、前条の規定により決定の取消しを行った者に給付金が支給されている場合は、支給申請者に対し給付金の返還を請求するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

石垣市長 様

(申請者) 住 所  
氏 名 ⑩  
生年月日（和暦） 年 月 日  
電話番号

石垣市保育士再就職応援給付金支給申請書

石垣市保育士再就職応援給付金の支給を受けたいので、石垣市保育士再就職応援給付金支給要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請額 円
- 2 現在勤務している保育施設等の名称 \_\_\_\_\_
- 3 採用年月日（勤務開始年月日） 年 月 日
- 4 添付書類
  - (1) 勤務証明書（様式第1号の2）
  - (2) 保育士証の写し
  - (3) 履歴書の写し（前歴が分かるもの）
  - (4) 住民票
  - (5) 義務履行証明書
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- 5 申請にあたり次の2点について、同意・誓約します。
  - ・継続して現在勤務している保育施設で勤務する意思があることを誓います。
  - ・石垣市保育士再就職応援給付金の支給決定が取り消され、石垣市から返還を求められた場合は、遅滞なく給付金を全額返還することに同意します。

様式第1号の2（第4条関係）

勤 務 証 明 書

|                          |                |
|--------------------------|----------------|
| 氏 名                      | (生年月日 年 月 日生)  |
| 保育施設等の名称                 |                |
| 採用年月日<br>(勤務開始年月日)       | 年 月 日          |
| 勤 務 形 態                  | 常勤 ・ 非常勤 ・ パート |
| 1 週当たりの勤務時間              | 時間             |
| 職 種                      | 保育士 ・ 保育教諭     |
| 休 職 期 間<br>※該当期間がある場合に記載 | 年 月 日～ 年 月 日   |
| 備 考                      |                |

上記のとおり、 年 月 日現在、勤務していることを証明します。

年 月 日

所 在 地

施 設 名

代表者職氏名

印

## 義務履行証明書

| 証明事項                                    | 主管課   | 証明年月日 | 係 | 係長 | 課長 | 備考 |
|---|-------|-------|---|----|----|----|
| ◆ 納入すべき<br>諸 税 等                        | 納 税 課 | 年 月 日 |   |    |    |    |
| ◆ 保 険 税 等                               | 健康保険課 |       |   |    |    |    |
| ◆ 土 地 売 払<br>貸 付 料 等                    | 契約管財課 |       |   |    |    |    |
| ◆ 港 湾 施 設<br>使 用 料 ・ 土 地<br>売 払 貸 付 料 等 | 港 湾 課 |       |   |    |    |    |
| ◆ 水道料金納付                                | 水 道 部 |       |   |    |    |    |

石垣市発注工事等の入札参加及びその他行政サービスを受ける際の添付書類として必要ですので、上記関係課に完納されていることを証明願います。

また、上記証明事項について、納税課において、納入状況等を確認し、証明書を発行することに同意いたします。

※個人情報の保護のため、申請時に窓口にみえた方の「本人確認」をさせていただきます。

なお、代理の場合は、「委任状」が必要で、代理人にも「本人確認」をさせていただきます。

※税又は使用料等を2週間以内に納付された方は「領収書」の提示を、口座引き落としされた方は「引き落とし通帳」の提示をお願いします。

※義務履行証明書の有効期間は証明日より1ヶ月以内とし、その期間内ならコピーを可とします。

住 所

(フリガナ)

氏 名

(※)

※法人の場合は記名押印してください。

法人以外でも本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

石垣市長 中 山 義 隆 殿